

はじめに

東日本大震災の発生から、はや一年が経ちました。お亡くなりになられた方々へ、心から哀悼の意を捧げるとともに、被災された方々へ改めてお見舞い申し上げます。

この東日本大震災と、それに続く福島第一原子力発電所の事故は、国難とも言える未曾有の被害をもたらし、日々の生活や経済活動など私たちの社会を取り巻くあらゆる分野に大きな影響を与えました。

まずエネルギー問題です。原子力発電所の事故により、安定的な電力供給が確保できなくなる中、緊急的な措置として、火力発電の割合を高めるなどの対策が進められました。こうした措置は、当面の電力需給対策としてはやむを得ないものの、温室効果ガスの増加につながり、地球温暖化への影響が懸念されます。今後は、原子力発電所事故で失われた電力を補い、さらに、将来にわたり安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくことが求められています。

そこで県では、太陽光を中心とした再生可能エネルギー等の導入を進め、それによる電力供給量の拡大を図る「創エネ」、電力のピークカットを図る「省エネ」、電力のピークシフトを図る「蓄エネ」の取組を総合的に進め、それらを組み合わせて効率的なエネルギー需給を地域において実現する「かながわスマートエネルギー構想」を掲げ、現在、さまざまな取組を進めております。

次に、放射能汚染への対応です。わが国の環境政策の基本を定めた環境基本法では、現在、放射性物質は対象外となっているため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別法でも放射性物質は対象外となっています。国では、今般の大震災を受け、環境基本法を改正し、将来起こり得る不測の事態への法整備を進めることとしていますが、県としても国の動向を踏まえ、適切な対応を行ってまいりたいと考えています。

さらに、災害時に発生する廃棄物への対応です。東日本大震災では、被災地において通常の排出量の10年分以上の膨大な災害廃棄物が発生し、復旧・復興の大きな妨げになっています。これは、大地震発生の切迫性が指摘されている本県にとっては、他人事ではありません。そこで今後、東日本大震災の経験を踏まえ、本県において大規模災害が発生した場合に生じる災害廃棄物の円滑かつ適正な処理体制等の構築に取り組んでまいります。

こうした新たな課題のほか、県では「神奈川県環境基本計画」や「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」などの諸計画に基づき、これまでさまざまな環境施策を展開しており、この「かながわ環境白書」では、平成22年度における本県の環境施策とその取組についてまとめました。

本白書を通じて、多くの皆様に関心を持っていただき、日々の生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践することにより、神奈川の環境の保全と創造にお力添えを賜りますようお願いいたします。

平成24年3月

神奈川県知事 高岩祐治

